

○笛吹市特定入札保証取扱試行要領

平成21年3月30日

告示第46号

改正 平成29年12月12日告示第144号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7第1項及び笛吹市財務規則(平成29年笛吹市規則第8号。以下「財務規則」という。)第153条の規定に基づき、入札保証金の納付を義務付けた建設工事の一般競争入札にあつて、市が特に定めた入札保証(以下「特定入札保証」という。)の提出を求める制度の試行導入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 予定価格が概ね1億5,000万円以上で、市長が必要と認める工事を対象とする。

(特定入札保証の種類)

第3条 特定入札保証は、財務規則第154条及び第158条の規定のうち、次に掲げるものを入札保証金の納付の免除又は入札保証金に代わる担保として認め、現金での納付やこれら以外は認めないものとする。

(1) 保険会社の入札保証保険

(2) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する銀行又は市長が確実と認める金融機関(以下「金融機関等」という。)の入札保証

(3) 金融機関等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の契約保証の予約(入札参加者が落札した場合には発注者が求める契約保証が必ず付されることを書面において約定しているもの)

(保証割合)

第4条 前条第1号及び第2号の規定については、入札金額(ここでいう入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を加えたもの。以下同じ。)の100分の5に相当する額以上とし、同条第3号の規定については、契約希望金額が入札金額以上又は保証金額が入札金額の100分の10以上とする。

(入札公告等への明示)

第5条 入札公告等において入札保証金の納付を義務付けるものの、第3条の規定に基づく

特定入札保証のみによる旨を明示するものとする。

(特定入札保証の提出)

第6条 特定入札保証の提出は、入札公告等で示す提出時若しくは提出期限と提出方法によるものとする。

(額の変更)

第7条 既に提出された特定入札保証の、提出後のその額の変更については認めないものとする。

(保証期間の変更)

第8条 市長は、入札の延期又は落札決定の保留等により、保証期間が契約を締結する見込みの期日(以下「契約締結見込日」という。)を含まなくなる場合は、入札参加者に対して、保証期間を変更保証書の提出日から市長が指定する新たな契約締結見込日までが含まれるように延長変更する旨の金融機関等が交付する変更保証書の提出を求めるものとする。

(入札の無効)

第9条 一般競争入札共通説明書に掲げるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札参加者の入札を無効とする。

- (1) 入札公告等で示す提出期限までに特定入札保証の提出がなされなかった場合
- (2) 第3条に掲げる(1)又は(2)の額が入札金額の100分の5に満たない場合
- (3) 契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額に満たない場合
- (4) 契約保証の予約に係る保証金額が入札金額の100分の10に満たない場合
- (5) 提出された特定入札保証に不備がある場合

(特定入札保証の返還)

第10条 特定入札保証のうち返還が必要なものについては、落札決定後に返還するものとする。ただし、落札者に対しては、契約締結後に返還するものとする。

(契約保証金への振替)

第11条 特定入札保証の契約保証金への振替はできないものとする。

(落札者が契約締結しない場合の取扱い)

第12条 落札者が契約を締結しない場合において、第3条第1号又は第2号に該当するときは、その定めに従って保険金又は保証金を請求するものとし、同条第3号に該当するときは、その者の入札金額の100分の5の額を落札者に対し損害賠償として請求するものとする。

(費用の負担)

第13条 特定入札保証の提出に係る費用については、入札参加者の負担とする。

(補則)

第14条 その他この要領の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。